

矢吹町保育士就職準備金貸付の手引き

本制度は、矢吹町内の保育施設等に保育士（保育教諭含む）として就職する際の必要な資金を貸付ける制度です。

保育士として、町内の保育施設等に2年間勤務した場合、就職準備金の返還が免除されます。

1 貸付額

貸付上限額	貸付対象者
50万円	保育士養成施設の最高学年に在学し、当該年度に卒業する見込みであり、卒業後ただちに保育士として勤務しようとする方
20万円	上記以外で保育士として勤務しようとする方

2 貸付利子 無利子

3 申請期間

町内の保育施設等において保育業務に従事する日の
前2月から従事日の後2月まで
例) 4月1日から勤務する場合…2月1日から6月1日まで

4 貸付条件

①保育士として週30時間以上勤務する方
②過去に町から同様の貸付及び給付を受けていない方
※申込みにあたり、要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。
※貸付には審査があります。

5 対象経費

就職に伴う転居費用、就職の準備等に伴う経費（被服費等）

6 返還の免除

町内の保育施設等において、保育士として2年間従事すると返還が免除されます。

矢吹町教育委員会子育て支援課 幼稚園保育園係 TEL : 0248-42-2230

〒969-0296 西白河郡矢吹町一本木100-11（矢吹町文化センター内）

矢吹町保育士就職準備金貸付事業

町ホームページ

<http://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page002157.html>



裏面をご覧ください⇒

【申請から返還免除までの流れ】

1 町内の保育施設等に保育士として就職が内定（決定）

2 貸付のための申請書類を提出

- ①保育士就職準備金貸付申請書（様式第1号）
 - ②住民票抄本（申請者及び連帯保証人それぞれの分）
 - ③雇用内定証明書（様式第2号）
 - ④保育士証の写し又は卒業見込証明書並びに指定保育士養成施設3月卒業・
修了見込み申請書の写し
 - ⑤その他必要な書類
- ※様式はホームページよりダウンロードしてください
- ※ダウンロードが出来ない方は様式を送付いたしますのでご連絡ください。

3 貸付の審査及び決定

町において提出書類を審査し、貸付を決定した場合は、貸付契約に必要な書類を送付します。

4 借用証書等の提出

借用証書に、申請者及び連帯保証人それぞれの、署名・捺印をし、収入印紙を貼付してください。

書類到着後、30日以内に矢吹町子育て支援課へ提出してください。

5 就職準備金の交付

提出書類確認後、町から、申請者の口座に交付（送金）します。

6 返還猶予の申請

申請者（借受人）は、就業開始後、ただちに保育士就職準備金返還猶予申請書（様式第7号）により返還免除を申請してください。

※返還免除対象業務に従事中は、毎年1回「在職証明書」を提出してください。

7 返還免除の申請（2年後）

申請者（借受人）は、町内で保育士として2年間従事した後、保育士就職準備

備金返還免除申請書（様式第5号）により返還免除を申請してください。

町で審査の上、返還免除を決定します。

※2年間従事しなかった場合は、返還免除の対象となりません。

●町への届出について●

① 次に該当する事由が発生したときは、保育士就職準備金借受人等届出事項変更届を提出してください。

- ・ 住所・氏名・勤務先に変更があったとき。
- ・ 就職準備金の貸付を辞退するとき。
- ・ 対象外業務に従事したとき、又は退職したとき。
- ・ 連帯保証人の氏名・住所又は職業、その他重要事項に変更があったとき。

② 返還免除対象業務に従事中は、毎年1回「在職証明書」を提出してください。